

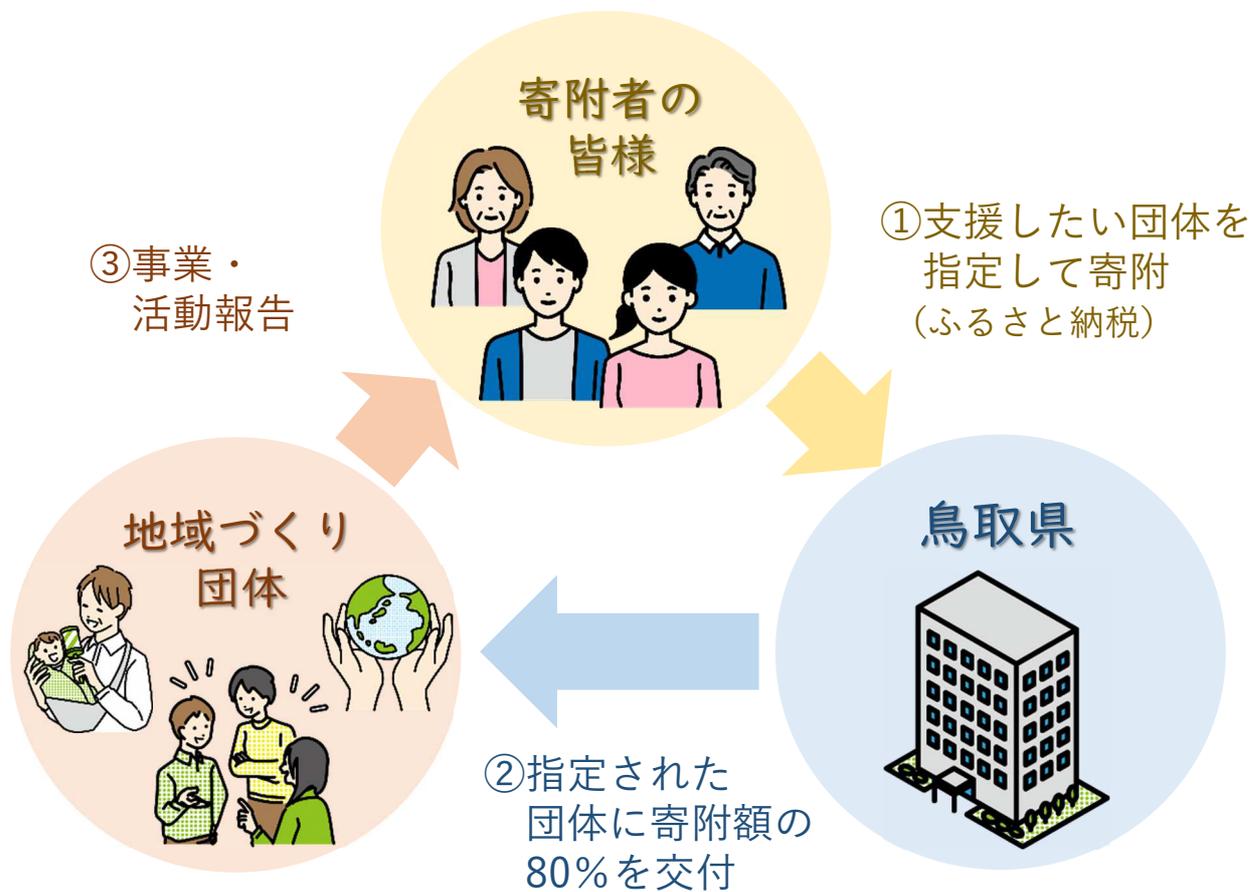
ギフ鳥 -GifTori-

持続可能な地域づくり団体
支援寄附金



あなたの寄附で鳥取を
もっと元気にしませんか？

持続可能な地域づくり団体支援寄附金 (愛称：ギフ鳥 (GifTori)) の仕組み



- ① 寄附者の皆様は支援したい団体を指定して鳥取県に寄附(ふるさと納税)をしていただきます。
- ② 鳥取県はいただいた寄附額の80%を指定された団体に交付します。(残りの20%は寄附募集にかかる事務経費に充当します。)
- ③ 県内の地域づくり団体は、いただいた寄附金を活用して活動します。「どのような活動をしたか」「何に寄附金を使ったか」は、団体や鳥取県のホームページなどを通じて寄附者の皆様にご報告します。

ふるさと納税で支援できる団体

○パソコンの場合

ギフ鳥

で検索してください。

※「ギフ鳥 鳥取県」でも検索できます。

○スマホの場合

右のQRコードを読み込んでご確認ください。



寄附手続きのご案内

★ ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」から寄附いただけます。

1

控除上限額を調べる!

寄附する前に控除上限額を確認しましょう。「ふるさと納税」で控除される金額は、年収や家族構成によって異なります。

※控除上限額を超えた金額でのふるさと納税もできますが、控除に含まれないため、超えた分は自己負担となります。

右のQRコードを読み取り、控除上限額をご確認ください。

とりあえず目安の控除上限額を算出したい方はこちら



より詳細な控除上限額を算出したい方はこちら



2

支援したい団体を選んで寄附を申し込む!

1 ページ目の「ふるさと納税で支援できる団体」から支援したい団体を選んで寄附を申し込んでください。

3

「お礼状」と「寄附金受領証明書」が届く! (寄附金の納付から約3~4週間以内)

寄附金の入金確認後、寄附のお礼として「団体からのお礼状」と鳥取県より、「寄附金受領証明書」をお送りします。「お礼の品」として地場産品を選べる団体もあります。

※「寄附金受領証明書」は確定申告で必要になりますので、大切に保管してください。

4

寄附金控除の手続を行う!

税金の控除を受けるためには、「確定申告」または「ワンストップ特例制度」の申請のいずれかの手続が必要です。

○確定申告をされる場合

最寄りの税務署で所得税の確定申告を行うことにより、その年の所得税と翌年度の個人住民税の軽減を受けることができます。

○ふるさと納税ワンストップ特例制度の場合

ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請書を提出された場合は、所得税の軽減相当額を含めて、翌年度の個人住民税から軽減を受けることができます。

※具体的な軽減額は、所得や家族構成、寄附額等によって異なります。

※鳥取県では、ふるさと納税に係る業務の一部を株式会社エッグ(民間事業者)に委託していますので、寄附された方の個人を特定する情報等を同社へ提供することになります。その旨ご了承ください。

※また、寄附された方へのお礼状等は、寄附の際指定した団体からお送りします。そのため、寄附の際指定した団体に寄附された方の個人を特定する情報等を提供することになります。その旨ご了承ください。

そもそも「ふるさと納税」とは？

ふるさと納税とは、生まれた故郷や応援したい自治体に寄附ができる制度です。

手続きをすると、寄附した額のうち2,000円を超える部分について、一定限度まで所得税の還付、住民税の控除が受けられます。

例) 50,000円の控除を受けられる人が44,000円寄附した場合

- ・確定申告の場合、所得税と住民税から42,000円が控除されます。



- ・ワンストップ特例制度の場合、住民税から42,000円が控除されます。



Q. ワンストップ特例制度とは？

A. 確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みです。

特例の申請には、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、ふるさと納税を行う際ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書と本人証明書類を提出する必要があります。

※本人確認書類は以下のものが必要になります。

- ① 「マイナンバーカード」がある場合
→ マイナンバーカードの表裏のコピーを提出
- ② 「通知カード」の場合
→ 「通知カード」 + 「身分証（例：運転免許証）」それぞれのコピーを提出
- ③ 「マイナンバーカード」も「通知カード」もない場合
→ 「マイナンバーカードが記載された住民票の写し」 + 「身分証（例：運転免許証）のコピー」を提出

**マイナンバーカードを
お持ちでなくても寄附できます！**

持続可能な地域づくり団体支援寄附金 鳥取県登録団体

窓口・問合せ先

鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課ボランティア社会推進室(鳥取市東町1-220)
電話：0857-26-7070 E-mail：kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp